

京都府における今後の催物（イベント等）の開催制限について

令和3年10月29日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
危機管理監付
理事 松村(075-414-5618)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年11月1日以降の京都府における催物（イベント等）の開催制限について、以下のとおり実施しますのでお知らせいたします。

【令和3年11月1日以降の取扱い】

- ① 対象地域：府内全域
- ② 期間：令和3年11月1日から11月30日まで
- ③ 人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ④ 収容率：大声での歓声等がないことを前提とするもの：100%
大声での歓声等が想定されるもの（※）：50%
※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくてもよい。
人数上限(③)と収容率(④)でいずれか小さい方を限度
- ⑤ 事前協議：全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合等は、事前に京都府相談窓口（※）へ相談すること。
（※）京都府相談窓口
・ 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム
TEL：075-414-5658（受付：平日8時30分～17時15分）
FAX：075-414-4477 MAIL：corona@pref.kyoto.lg.jp
<詳細：京都府ホームページ[大規模イベント開催時の京都府への事前相談について]>
<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/daikiboeventjizensoudan.html>

（注）今後、国から新たな取扱いが示された場合は、京都府における取扱いを変更することがあります。

【参考：10月末までの取扱い】 下線部は11月1日以降の変更部分

- ① 対象地域：府内全域
- ② 期間：令和3年10月1日から10月31日まで
- ③ 人数上限：5,000人又は収容定員50%以内（10,000人以内）のいずれか大きい方
- ④ 収容率：大声での歓声等がないことを前提とするもの：100%
大声での歓声等が想定されるもの（※）：50%
※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくてもよい。
人数上限と収容率でいずれか小さい方を限度
- ⑤ 開催時間：21時まで（特措法によらない働きかけ）
- ⑥ 事前協議：全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合等は、事前に京都府相談窓口へ相談すること。

